

新旧対照表（抄）

○ 中央区立公園条例（昭和三十三年六月中央区条例第十四号）

新				旧			
別表第一（第十二条関係）				別表第一（第十二条関係）			
種別	単位	金額		種別	単位	金額	
土地	一平方メートル	一月	二九、五二七円	土地	一平方メートル	一月	二四、六〇六円
備考（略）				備考（略）			
別表第二（第十六条関係）				別表第二（第十六条関係）			
種別	単位	金額		種別	単位	金額	
電柱又は標識	一本	一月	五、四三〇円	電柱又は標識	一本	一月	四、五二五円
水道管、下水道管、ガス管又は電線	一メートル	一月	二、六七六円	水道管、下水道管、ガス管又は電線	一メートル	一月	二、二三〇円
鉄塔	一平方メートル	一月	四、〇二〇円	鉄塔	一平方メートル	一月	三、三五〇円
変圧塔及びマンホール	一箇所	一月	四、〇二〇円	変圧塔及びマンホール	一箇所	一月	三、三五〇円
郵便差出箱又は信書便差出箱	一箇所	一月	一、六〇二円	郵便差出箱又は信書便差出箱	一箇所	一月	一、三三五円
公衆電話所	一箇所	一月	四、〇二〇円	公衆電話所	一箇所	一月	三、三五〇円
地下の占用物件	一平方メートル	一月	一、五八二円	地下の占用物件	一平方メートル	一月	一、三一九円
部分	地上露出			部分	地上露出		

新					旧				
高架の占用物件	一平方メートル	地下部分	一、二一六円		高架の占用物件	一平方メートル	地下部分	一、〇一四円	
天体、気象又は土地の観測施設	一月		一、二一六円		天体、気象又は土地の観測施設	一月		一、〇一四円	
写真撮影のための撮影機一台	一月		一、八〇六円		写真撮影のための撮影機一台	一月		一、五〇五円	
常時占用	一月		二九、五一七円		常時占用	一月		二四、五九八円	
写真撮影のための一回（一時間以内）	一回（一時間以内）		四四、二七五円		写真撮影のための一回（一時間以内）	一回（一時間以内）		三六、八九六円	
臨時的な占用	一回（一時間以内）		四四、二七五円		臨時的な占用	一回（一時間以内）		三六、八九六円	
その他の占用	一平方メートル		一二四円		その他の占用	一平方メートル		一〇四円	
備考（略）					備考（略）				
附 則									
1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の中央区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた使用料又は占用料については、当該使用料又は占用料に相当する期間中は、なお、従前の例による。									